

PCB廃棄物の処分期限

●高濃度PCB廃棄物

令和4年3月31日（変圧器・コンデンサー等）

令和5年3月31日（安定器等・汚染物）

※現在、新たに発見されても処分できず、適正に保管

●低濃度PCB廃棄物

令和9年3月31日

川崎市 PCB使用照明器具（安定器）に関する調査票

御多忙の中、誠に恐縮ですが、本調査票が届いた調査対象者様は、PCB使用照明器具（安定器）の現状調査について協力していただきますようお願い申し上げます。

同封の依頼文書・リーフレット・参考資料等をご覧いただいた上で調査を実施し、本調査票に御回答ください。

●調査にあたっての注意事項

○安全面に関して

・PCB使用照明器具から液漏れし、PCBが人体に付着すると健康被害が発生する可能性があります。

・使用中の照明器具は接触等により感電のおそれがあり非常に危険です。

建物の竣工図面や過去に調査した記録など既に作成された書類により確認できる範囲で調査するか、実際に触れる場合は電気工事会社や建物の維持管理を委託しているメンテナンス会社等に御相談ください。

○調査対象となる建物に関して

・建物解体済、照明器具交換済など、該当する照明器具がない建物の場合でも回答をお願いいたします。

・一般住宅や居住兼店舗等の居宅部分は調査対象外ですが、**共同住宅の共用部分は調査対象**となります。

・現在は居住用でも、**過去に店舗や事務所であった建物（廃業等を含む）は調査対象**となります。

○調査対象となる照明器具に関して

・直管型の蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯などの照明器具になります。

・丸形蛍光灯、白熱電球、LEDなどの器具は対象にはなりません。

※蛍光灯からLEDに交換しても器具内や施設内に安定器が残置している場合がありますので御注意ください。

また、LEDに関わらず、**過去に取り外された安定器が保管されている場合があります**ので御注意ください。

●回答方法

・川崎市簡易版電子申請サービスLOGOフォーム

（本調査票に記入せず、インターネット上で回答）

【URL等】<https://logoform.jp/form/FUQz/1398642>



・郵送

（大変恐縮ですが、切手と封筒を御用意の上、本調査票を当課に送付していただきますようお願いいたします。）

【郵送先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市環境局廃棄物指導課PCB対策担当

・FAX

・メール（記入した調査票をスキャンしてメールで送付するか、あるいは当課にメールしていただければ調査票の電子データをお送りしますので、電子データの形で回答することも可能です。）

●回答期限

令和8年3月31日

●問合せ先

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 PCB対策担当

電話：044-200-0159

FAX：044-200-3923

Eメール：30haiki@city.kawasaki.jp

調査No.

記入者情報

氏名		記入日	年	月	日
記入者 連絡先	住所	〒			
	電話番号				
	メールアドレス	@			

※回答内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず氏名や電話番号等を記載していただきますようお願いいたします。

問1 現在の建物・照明器具の状況について

下表の□の1つにレ点を記入してください。

<input type="checkbox"/>	① 建物を取壊済 または 照明器具をすべて撤去して処分済	⇒回答終了です (問2と問3は回答不要)
<input type="checkbox"/>	② ①に該当しない	⇒問2にお進みください

※複数の建物がある場合などは、1つでも②に該当する建物があれば、②の□にレ点を記入してください。

問2 PCB使用照明器具（安定器）の有無について

下表の□の1つにレ点を記入してください。

<input type="checkbox"/>	① 安定器にPCBが使用されていない	⇒回答終了です (問3は回答不要)
<input type="checkbox"/>	② 安定器にPCBが使用されている (東芝、日立の関連会社製の微量PCB混入が否定できないものを含む)	⇒問3にお進みください
<input type="checkbox"/>	③ 安定器にPCBが使用されているか分からない・調べられない	
<input type="checkbox"/>	④ 今後調べる予定	

※同封別紙の「照明器具 安定器の調査方法」により照明器具を調査した結果を回答してください。

※1台でもPCBが使用されている安定器があれば、②の□にレ点を記入してください。

問3 その他、特記事項について

特記事項があれば記入してください。

※安定器に使用されているのが高濃度PCBである場合、今後調べる時期が決まっている場合などはその状況について記入をお願いいたします。

以上で調査は終了です。御協力ありがとうございました。

※万が一、高濃度PCBを含む安定器（高濃度PCB廃棄物）があった場合は、新たな処分方法等が決定するまでは処分することができず、適正に保管する必要があります。